

第367回定例県議会報告

令和7年度  
奈良県障害者計画に基づく  
手話の普及等に必要施策の  
実施状況報告書

奈良県

(令和8年6月18日報告)

## 目 次

|                  |     |
|------------------|-----|
| I . 趣旨           | 1   |
| II . 奈良県障害者計画の概要 | 1   |
| III . 施策の実施状況    | 3   |
| IV . 参考          | 1 3 |

## **I. 趣旨**

奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行、以下「条例」）第9条第4項の規定により、令和7年度における奈良県障害者計画に基づく手話の普及等に必要な施策の実施状況を報告する。

## **II. 奈良県障害者計画の概要**

### **1 奈良県障害者計画（以下「計画」）の目標**

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく豊かな人生を歩んでともに暮らすことができる地域社会の実現

### **2 施策推進の基本的な考え方**

- 生活全般にわたる包括的な支援
- 生涯にわたり途切れることのない支援
- 障害のある人の意思を尊重しともに暮らす支援

### **3 計画期間**

令和7年度から令和11年度まで 5年間

### **4 手話の普及等に向けた取組**

奈良県手話言語条例に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組む。

## 5 数値目標

- 「手話通訳者数」について、年間３人程度の登録を目指す。
  - ・ 令和７年度新規登録者：５人  
→令和７年度末登録者：１３４人  
(令和７年度末目標：１４０人)
  
- 「あいサポーター養成人数」について、年間１，４００人の受講を目指す。
  - ・ 令和７年度受講者：１，５０２人受講  
→令和７年度末受講人数：３１，９５６人  
(令和７年度末目標：３１，４００人)

### Ⅲ. 施策の実施状況

#### 1 手話の普及及び県民理解の促進



##### (1) まほろば「あいサポート運動」の推進（障害福祉課）

「あいサポート運動」とは、多様な障害の特性や障害のある方が困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）を県民とともにつくる運動で、平成21年11月に鳥取県でスタートしており、奈良県では平成25年8月からまほろば「あいサポート運動」として推進。

まほろば「あいサポート運動」の趣旨や障害の特性、障害のある方への必要な配慮等の理解を促進するための「あいサポーター研修」の中で平成30年度に作成した、奈良県版障害理解促進DVD（うち1枚は『奈良県手話言語DVD』）を活用し、挨拶等の手話講座を実施。

まほろば「あいサポート運動」と連携した周知啓発イベントなどを実施。

○あいサポーター研修受講者数（令和7年度）：1,502人

○研修内容（90分）

- ・まほろば「あいサポート運動」の趣旨説明
- ・障害の特性や障害のある方への必要な配慮等に関するDVD視聴
- ・簡単な手話講座

○まほろば「あいサポート運動」周知啓発イベントの実施

- ・内 容：①周知啓発のためのパネル展示及び啓発物配布  
②体験型イベントにおける手話講座
- ・実施日及び会場：① i) 令和7年8月1日～2日  
イオンモール高の原  
ii) 令和7年10月4日～5日  
イオンモール橿原  
iii) 令和7年11月8日～9日  
イオンモール奈良登美ヶ丘  
iv) 令和7年11月15日  
イオンモール橿原  
v) 令和8年1月31日～2月1日  
イオンモール大和郡山

- ② i) 令和7年10月4日～5日  
イオンモール橿原
- ii) 令和7年11月15日  
イオンモール橿原

○パネル展示



○体験型イベント



〈まほろば「あいサポート運動」のイメージ〉

あいサポーター

多様な障害の特性、困っていること、必要な配慮などを理解し、障害のある方にちょっとした手助けをする意欲がある方であれば誰でも可

あいサポーター研修の実施

地域や学校、職域などの研修において、「あいサポーター研修」を実施

あいサポートメッセンジャー

「あいサポーター研修」講師

「あいサポート企業・団体」  
認定制度

従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定

## **(2) 多様な広報ツールによる手話の理解促進と周知（障害福祉課）**

県民だより奈良など、広報ツールを活用した手話の理解促進と周知の実施。

### ○「手話言語の国際デー」の周知・啓発

企画展「広めよう！手話言語の国際デー」パネル展示

- ・期 間：令和7年9月17日～21日
- ・場 所：県立図書情報館
- ・内 容：9月23日の「手話言語の国際デー」周知のため、各市町村のブルーライトアップイベントのパネルを展示し、周知等を行った。

### ○県民だより奈良 掲載

手話コーナー「手話は大切な言語」

＜掲載日＞

|          |                  |
|----------|------------------|
| 令和7年 6月号 | テーマ「手話のはじまりについて」 |
| 令和7年10月号 | テーマ「手話言語と医療」     |
| 令和8年 1月号 | テーマ「手話言語と介護」     |
| 令和8年 4月号 | テーマ「手話施策推進法」     |

## **(3) 奈良県聴覚障害者支援センターにおける活動**

**(指定管理者：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会)**

- 場 所：奈良県橿原市大久保町320番地11  
(奈良県社会福祉総合センター内)

○設置目的：聴覚障害者の自立及び社会参加を支援するため

○活動内容：

#### ①聴覚障害者への情報発信の拠点

- ・インターネットなどを活用した聴覚障害者への必要な生活情報の発信（災害時などの情報発信含む）
- ・手話通訳と字幕入りビデオ・DVDの製作及び貸出
- ・聴覚障害者への情報提供に必要な機器の貸出（磁気テープ、OHC・OHP機器等）

#### ②聴覚障害者のコミュニケーション支援の拠点

- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員養成のための研修を実施
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣調整

- ③聴覚障害者の総合的な相談・支援の拠点
  - ・相談員を設置し、生活相談を実施
  - ・聴覚障害者への生活訓練の実施
- ④聴覚障害者と県民の交流及び理解を深める場の設置
  - ・聴覚障害者同士が集まり情報交換・交流する場の設置

## 2 手話を利用しやすい環境整備

### (1) 手話を学ぶ機会の確保

#### (ア) 専門職向け手話講習会の実施（障害福祉課）

- ・内 容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ  
簡単な手話（挨拶、自己紹介）を学ぶ  
職務上必要な手話を学ぶ（職種別）

##### 消防職向け

- ・実 施 日：令和7年11月17日
- ・会 場：奈良県消防学校
- ・受講者数：54人

##### 介護職向け（全2回）

- ・実 施 日：令和8年1月23日、1月30日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：32人

##### 医療職向け（全2回）

- ・実 施 日：令和8年2月20日、2月27日
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：18人

#### (イ) 中途失聴・難聴者手話講習会の実施（障害福祉課）

- ・実 施 日：令和7年9月12日～令和7年12月26日（全9回）
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：8人
- ・内 容：日常で使う手話（挨拶、自己紹介等）を学ぶ

#### (ウ) 県職員向け手話講習会（障害福祉課）

##### <初級>

- ・内 容：奈良県手話言語条例の趣旨を知る  
聴覚障害のある人への対応を学ぶ  
日常で使う手話（挨拶、自己紹介等）を学ぶ

- ・実施日：令和7年8月29日（2回）
- ・会場：奈良県庁
- ・受講者数：計25人

#### <中級>

- ・内容：聴覚障害のある人と手話でさらにスムーズに会話を目指す
- ・実施日：令和7年9月10日
- ・会場：奈良県聴覚障害者支援センター
- ・受講者数：6人

#### （エ）県民向け「親子手話教室」（奈良県聴覚障害者支援センター）

- ・内容：手話クイズ・ミニ手話講座
- ・実施日：令和7年9月20日（2回）
- ・会場：県立図書情報館
- ・受講者数：計22人

#### （オ）あいサポーターキッズ学習（障害福祉課）

- ・対象：県内小・中学校
- ・内容：聴覚障害のある人への対応を学ぶ  
日常で使う手話（挨拶、自己紹介等）を学ぶ
- ・実施日：令和7年7月3日～令和8年1月29日  
（全13回）
- ・受講者数：13校 計681人

#### （カ）手話ハンドブックの配付（障害福祉課）

- ・目的：手話及び聴覚障害のある人に対する理解を深める
- ・内容：日常で使う手話及び聴覚障害のある人への対応を学ぶ
- ・配付先：研修会、障害理解啓発イベント等を通して配付
  - ・障害福祉課ホームページにおいてもダウンロード可能
  - ・あいサポーター研修受講者、県新規採用職員等へ配付
- ・協力団体：一般社団法人奈良県聴覚障害者協会、奈良県立ろう学校

## （2）手話を用いた情報保障の取組

### （ア）手話通訳者の派遣等

#### ①知事記者会見等において手話通訳者を配置し、動画を配信

- ・実績：（知事会見）24回、計25人の手話通訳者を配置  
（県議会）14回、計68人の手話通訳者を配置

## ②手話通訳者の派遣

### ・内 容：

- (i) 県主催のイベントや会議等に手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人に対する情報保障を図る（障害福祉課）
- (ii) 県立学校における三者懇談や家庭訪問等において、手話通訳者を派遣することにより聴覚障害のある保護者と県立学校教職員の円滑なコミュニケーションを図る（人権・地域教育課）
- (iii) 県内市町村や関係団体等からの依頼を受け、手話通訳者を派遣（奈良県聴覚障害者支援センター）

### ・実 績：655件、計1,003人の通訳者を派遣

## (イ) 電話リレーサービス普及啓発（奈良県聴覚障害者支援センター）

### ・内 容：イベント等において未加入の聴覚障害者に電話リレーサービスを周知

### ・登 録 者：229人（新規登録者6人）

## (3) 手話通訳者等の確保、養成等

### (ア) 手話通訳者の手話通訳技術の向上（奈良県聴覚障害者支援センター）

#### ○登録手話通訳者研修会

### ・対 象 者：奈良県に手話通訳者として登録している者

### ・実施日等：①令和7年4月20日

#### ・会 場：奈良県社会福祉総合センター

#### ・参加者数：104人

#### ・内 容：だれでもわかる旧優生保護法と奈良県の取り組み

### ②令和7年7月26日

#### ・会 場：天理大学体育学部 六号棟

#### ・参加者数：52人

#### ・内 容：手話通訳者のための日本語演習Ⅰ

### ③令和8年2月27日

#### ・会 場：奈良県社会福祉総合センター

#### ・参加者数：53人

#### ・内 容：手話通訳者のための日本語演習Ⅱ

○登録手話通訳者実技研修会

- ・対 象 者：奈良県に手話通訳者として登録している希望者
- ・会 場：大和郡山市役所交流棟みりお～の  
奈良県社会福祉総合センター  
奈良県聴覚障害者支援センター  
橿原市中央公民館
- ・実施日等：①令和7年6月28日（参加者数6人）  
②令和7年10月21日（参加者数6人）  
③令和7年11月22日（参加者数2人）  
④令和8年2月3日（参加者数13人）
- ・内 容：場面通訳、頸肩腕障害について、県議会通訳学習会

新

○通訳現場への同行研修

- ・対 象 者：登録手話通訳者1年目の方
- ・実 施 日：令和7年8月2日
- ・会 場：主催者から承諾を得た通訳現場
- ・参加者数：1人
- ・内 容：通訳現場を見学し、先輩通訳者の動きや打ち合わせの方法、現場での手話通訳者としての所作などを学ぶ

（イ）手話通訳者の養成（奈良県聴覚障害者支援センター）

○手話通訳者養成講座の実施

- ・対 象 者：手話奉仕員養成講座を修了した者又は手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能な者  
※手話奉仕員養成講座は各市町村で実施
- ・実 施 日：①第22期（月曜コース）  
後期：令和7年4月7日～令和7年7月7日  
（前年度から続き） 22講座  
②第23期（土曜コース）  
前期：令和7年4月5日～令和7年11月1日  
38講座  
後期：令和7年12月20日～令和8年3月14日  
（次年度へ続く） 16講座
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター  
大和郡山市役所市民交流棟みりお～の  
大和郡山市社会福祉会館
- ・受講者数：①5人 ②前期18人、後期14人

○手話通訳者養成パワーアップ講座の実施

- ・対 象 者：手話通訳者の全国統一試験を受験する者
- ・実 施 日：令和7年8月30日から11月29日のうち全4日間
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター  
大和郡山市役所市民交流棟みりお～の
- ・受講者数：15人

○手話通訳者養成ステップアップ講座の実施

- ・対 象 者：手話通訳者養成講座の受講を目指す者  
手話検定2級以上の合格を目指す者
- ・実 施 日：ハイブリッド型  
令和7年5月26日から令和8年1月19日のうち  
全17日間（オンライン5日間、集合8日間、  
課外学習4日間）
- ・会 場：奈良県聴覚障害者支援センター  
奈良産業会館
- ・受講者数：15人

※手話検定試験に12人申込。うち10人が2級以上合格。

#### （４）学校における手話の普及

（ア）聴覚障害のある児童の保護者に対する手話学習会の実施  
（奈良県立ろう学校）

- ・会 場：奈良県立ろう学校

① 0～2歳児の保護者向け

- ・実 施 日：令和7年4月～令和8年3月  
年齢別グループ活動時に実施（各5～10分程度）
- ・回 数：0歳児保護者向け 年12回  
1歳児保護者向け 年12回  
2歳児保護者向け 年24回
- ・受講者数：計300人
- ・講 師：早期教育部の教員
- ・内 容：日常生活にかかわる手話表現、指文字、自己紹介 他

② 3～5歳児の保護者向け

- ・実施日：令和7年4月～令和8年3月までの8回実施
- ・受講者数：計32人
- ・講師：校内のろう教員
- ・内容：自己紹介、日常生活にかかわる手話表現、  
絵本の紹介や読み聞かせ 他

(イ) 聴覚障害のある児童向けの手話を含めた交流会の実施  
(奈良県立ろう学校)

- ・目的：手遊びや活動を通し、親子関係を深めることで、乳幼児の  
よりよい発達を支援するもの
- ・会場：奈良県立ろう学校

① 0歳児向け

- ・対象者数：7人
- ・内容：それぞれの児童に応じて、月2～3回実施

② 1歳児向け

- ・対象者数：11人
- ・内容：それぞれの児童に応じて、週1回実施

③ 2歳児向け

- ・対象者数：9人
- ・内容：それぞれの児童に応じて、週2回実施

**(5) 聴覚障害のある新生児等の早期発見への取組・交流会等**

○聴覚障害のある新生児等の早期発見・早期療育の重要性理解促進及び相談・支援技術の資質向上のための情報提供（健康推進課）

- ・新生児聴覚検査検討会
- ・奈良県新生児聴覚スクリーニング調査の実施（分娩取扱医療機関）
- ・新生児聴覚検査に関する調査の実施（市町村）
- ・奈良県新生児聴覚スクリーニング検査の手引き第3版（令和7年3月）  
の活用促進
- ・きこえとことばの研修会（県立ろう学校主催）における行政説明会（県の体制について）

○聴覚障害のある乳幼児の保護者が聴覚障害や手話に対する理解を深めることを目的に、ろう者との出会いの場、交流会の機会を提供（奈良県立ろう学校）

・実施日：令和7年4月～令和8年3月までの21回実施

・参加者数：計120人

・協力：奈良県聴覚障害者協会関係者3回、卒業生12回

本校小学部6年生との交流 1回

本校高等部との交流 3回

本校聴覚障害教員との交流 2回

## Ⅳ. 参考

### 1 数値データ

#### (1) 奈良県における「手話通訳者数」

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 134人   | 141人   | 145人   | 137人   |
| 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  |
| 136人   | 140人   | 134人   | 129人   |
| 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  |        |
| 134人   | 137人   | 134人   |        |

#### (2) 奈良県における「あいサポーター養成人数」(累計)

| 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  |
|---------|---------|---------|---------|
| 11,634人 | 16,248人 | 19,518人 | 21,737人 |
| 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
| 23,937人 | 24,461人 | 25,630人 | 26,952人 |
| 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |         |
| 28,432人 | 30,454人 | 31,956人 |         |

#### (3) 奈良県立ろう学校における在籍児童生徒数

|     | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 幼稚部 | 28人    | 23人    | 20人    | 12人   | 12人   | 14人   | 16人   | 18人   | 19人   | 16人   |
| 小学部 | 50人    | 46人    | 40人    | 38人   | 36人   | 31人   | 33人   | 30人   | 31人   | 29人   |
| 中学部 | 24人    | 28人    | 33人    | 33人   | 26人   | 27人   | 20人   | 21人   | 18人   | 22人   |
| 高等部 | 16人    | 19人    | 17人    | 22人   | 26人   | 29人   | 29人   | 19人   | 21人   | 13人   |
| 計   | 118人   | 116人   | 110人   | 105人  | 100人  | 101人  | 98人   | 88人   | 89人   | 80人   |

※出典：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 手話言語条例制定県内市町村（令和8年4月1日現在）

※情報・コミュニケーション条例の内容を含む

|    | 府県名   | 施行日        |    | 府県名  | 施行日        |
|----|-------|------------|----|------|------------|
| 1  | 大和郡山市 | 平成27年4月1日  | 11 | 生駒市※ | 令和2年4月1日   |
| 2  | 天理市   | 平成29年4月1日  | 12 | 香芝市※ | 令和2年4月1日   |
| 3  | 桜井市   | 平成30年4月1日  | 13 | 斑鳩町  | 令和2年4月1日   |
| 4  | 橿原市   | 平成30年4月1日  | 14 | 王寺町  | 令和2年9月17日  |
| 5  | 奈良市   | 平成31年3月29日 | 15 | 河合町  | 令和2年10月1日  |
| 6  | 五條市   | 平成31年4月1日  | 16 | 三郷町  | 令和3年7月1日   |
| 7  | 大和高田市 | 平成31年4月1日  | 17 | 平群町  | 令和4年4月1日   |
| 8  | 広陵町   | 平成31年4月1日  | 18 | 葛城市  | 令和5年4月1日   |
| 9  | 御所市   | 令和2年4月1日   | 19 | 上牧町  | 令和5年12月12日 |
| 10 | 宇陀市   | 令和2年4月1日   | 20 | 高取町  | 令和6年9月19日  |

## 2 奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会

手話の普及等に必要な施策について奈良県障害者計画に定めるため、奈良県障害者施策推進協議会条例（平成29年3月奈良県条例第46号）第4条の規定に基づき、奈良県障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」）に手話言語施策推進部会（以下「部会」）を設置。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会条例 ※抜粋  
(部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

〈参考〉奈良県手話言語条例 ※抜粋  
(計画の策定及び推進)

第9条 県は、障害者基本法第11条第2項の規定による奈良県障害者計画において、手話の普及等に必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、奈良県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第一項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

4 知事は、毎年度、前項の実施状況を議会に報告するものとする。

### ○ 部会の役割

部会は、奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領第2条の規定により、手話の普及等に必要な施策について検討を行う。

〈参考〉奈良県障害者施策推進協議会手話言語施策推進部会運営要領  
(所掌事務)

第2条 部会は、奈良県手話言語条例（平成28年3月28日奈良県条例第57号）第9条の規定に基づき、手話の普及等に必要な施策について検討する。

### ○ 部会の開催

- ・ 日 時：令和7年9月1日
- ・ 場 所：奈良県教育会館
- ・ 内 容：奈良県手話言語条例に係る施策の推進について 他

### 3 奈良県障害者計画（令和7年度～令和11年度）の施策体系

#### （i）共生社会の実現に向けた理解の促進

1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり  
（1）障害理解の促進 （2）障害を理由とする差別の解消  
（3）虐待の防止の推進 （4）権利擁護の推進  
（5）行政機関における配慮

#### （ii）必要なときに身近な地域で相談できる体制づくり

1. 地域における相談支援の体制づくり  
（1）多機関連携による包括的な相談支援
2. 誰もが適切な支援を受けられる相談体制の強化  
（1）障害特性等に応じた専門相談の充実

#### （iii）希望する地域生活を送るための支援

1. 自己決定・自立した生活の支援  
（1）自己決定を支える人材の確保・育成  
（2）自立した生活につなげる障害福祉サービス等の充実
2. ネットワークの強化  
（1）支援ネットワークの形成

#### （iv）地域で安心してともに暮らすための環境づくり

1. 住まいの確保  
（1）地域における住まいの充実  
（2）施設入所を必要とする人への支援
2. バリアフリーの推進  
（1）障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止  
（1）防犯対策の推進 （2）消費者被害の防止
4. 災害時における支援の充実  
（1）災害時における支援の充実

#### （v）いつでも必要な医療や療育を受けられる環境づくり

1. 保健・医療の充実  
（1）保健・医療と福祉の連携強化 （2）精神障害のある人への支援  
（3）重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人への支援  
（4）難病患者への支援 （5）認知症の人への支援
2. 子どもへの支援の充実  
（1）地域療育体制の充実 （2）発達障害児への支援

#### （vi）障害特性等に応じた適切な教育の推進

1. 特別支援教育の充実  
（1）インクルーシブ教育の充実 （2）教職員の専門性の向上

#### （vii）能力を最大限に発揮し働き続けられる就労の促進

1. 雇用の促進  
（1）職場実習の促進 （2）障害者雇用の促進

- 2. 就労の継続
  - (1) 総合的な就労支援
- 3. 福祉的就労への支援
  - (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上
- (viii) 誰もが気軽に社会参加できる環境づくり
  - 1. 情報アクセシビリティの推進
    - (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実
  - 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実
    - (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

#### 4 奈良県障害者計画（令和7年度～令和11年度）〈抜粋〉

※下線は「手話の普及等」に関する部分

- (i) 共生社会の実現に向けた理解の促進
  - 1. 障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり

##### 《現状と課題》

- 障害のある人の自立や社会参加を進めていくためには、周囲の人々の理解が欠かせません。障害は誰にでも生じる可能性があること、障害は多種多様で同じ障害でも一律でないこと、外見では分からない障害のために理解されず苦しんでいる人がいること、周囲の配慮があれば活躍できる機会がたくさんあること等について理解を深める必要があります。

平成28年4月1日に「障害者差別解消法」が施行され、県では同日に、全ての県民が障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的に、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しました。

本条例では、施行当初から、何人にも社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供を義務化していますが、「障害者差別解消法」においても、令和6年4月1日から、それまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

- 県では、県民一人ひとりに障害に対する理解を深めてもらうことを目的にまほろばあいサポート運動を推進しています。しかしながら、「奈良県障害者計画改定に向けたアンケート（令和6年1月～3月実施）」では、障害のある人や障害に対する理解が進んでいるという意見がある一方で、理解が進んでいない等のご意見も一定数寄せられています。今後も市町村や障害者団体等と連携しながら、より多くの方にまほろばあいサポート運動に参加してもらえるよう推進していく必要があります。

- 手話が言語であるという認識に基づき、全ての県民が手話への理解を深めるとともに、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の人がお互いを理解し、尊重し合うことができる社会の実現を図るため、平成 29 年 3 月に「奈良県手話言語条例」を制定しました。県民に対して手話が言語であることの周知及び手話の普及、手話を利用しやすい環境整備をさらに推進する必要があります。
- 選挙や最高裁判所裁判官国民審査において、誰もが円滑に投票できるよう、個々の障害特性を踏まえた投票所等の環境づくりや選挙に関する情報提供の充実に一層配慮する必要があります。

## 取 組

### 【取組の方向】

様々な障害の特性等を理解し、手助けや配慮を実践することで、誰もが暮らしやすい地域社会を築く運動を進めます。

### （１）障害理解の促進

#### ① 県民参加型啓発運動の推進〔障害福祉課長〕

多様な障害特性や障害のある人への配慮の方法等について、県民理解を促進するまほろばあいサポート運動を推進します。県民や企業・団体等を対象に、障害理解を深めるための研修を幅広く実施し、様々な障害の特性や、それぞれに必要な配慮を理解し、日常生活で障害のある人に対するちょっとした手助けを実践していく「あいサポーター」を養成します。また、小・中学校の児童・生徒を対象に、障害のある人への配慮事項や手助けの方法などを学ぶ「あいサポーターキッズ学習」を実施します。併せて、本運動に積極的に取り組む「あいサポート企業・団体」の認定企業・団体数を増やしていきます。

「奈良県障害理解促進 DVD」やその他の啓発用パンフレット等を活用しながら、広く県民や企業等に対して様々な障害特性や、必要な配慮などを周知します。

参加型・体験型の講座・イベントを開催し、より多くの県民に障害等について「知る」機会を作り、障害を理解し、手助けをできる人を増やします。

さらに、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発により、障害のある人に対する配慮等を促し、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めます。

② 手話の普及等〔障害福祉課長〕

「奈良県手話言語条例」に基づき、手話は言語であるという認識のもと、手話の普及及び県民理解の促進を図るとともに、手話を利用しやすい環境整備に向け、手話を学ぶ機会の確保や手話を用いた情報発信、手話通訳者等の確保・養成等に取り組みます。

県職員などの行政職員や、ろう者が生活する上で関わる医療関係職員、福祉関係職員、消防職員等が聴覚障害のある人への理解を深め、適切な配慮ができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

中途失聴者や難聴者その他の手話を必要とする人が手話を学ぶことができるよう手話講習会を開催するとともに、内容の充実を図ります。

聴覚障害のある乳幼児がその保護者又は家族と共に手話を獲得することができる環境整備に取り組みます。また、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、まほろばあいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を進めます。

(５) 行政機関における配慮

① 行政機関における合理的配慮の推進

〔障害福祉課長、行政・人材マネジメント課長、人事課長、  
教育委員会事務局、警察本部〕

行政機関の職員等が、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、合理的配慮に関する考え方や具体的な事例等を整理したガイドラインを活用し、実践するよう進めます。

また、県においては、ガイドラインに加え、職員が事務事業を行うにあたり、障害のある人に適切に対応するための事項を定めた「職員対応要領」も活用し、様々な障害の特性やそれぞれに必要な配慮を理解するための職員研修を実施する等、障害のある人に必要かつ合理的な配慮を行います。

② 選挙における配慮〔市町村振興課長〕

段差の解消や分かりやすい案内表示の設置等、コミュニケーションボードの活用等、投票所の施設や設備のバリアフリー化を市町村選挙管理委員会と協力して推進します。

代理投票（代筆）制度の適正な運用を推進し、心身の状態等の理由により自ら投票用紙に記載することができない人の投票を支援します。

点字・音声・インターネットを通じた選挙等に関する情報提供の充実に努めるとともに、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会を確保するため、病院等で行う不在者投票や自宅で投票を行うことのできる郵便等投票制度の周知にも取り組みます。

## 5 手話に関する施策の推進に関する法律（令和7年法律第78号）〈抜粋〉

### 第1章 総則

#### （基本理念）

第2条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 1 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。
- 2 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化（手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。）の保存、継承及び発展が図られるようにすること。
- 3 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （障害者基本計画等との関係）

第4条 政府が障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第1項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第2項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第3項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

### 第2章 基本的施策

第6条 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援

第7条 学校における手話による教育等

第8条 大学等における配慮

第9条 職場における環境の整備

第10条 地域における生活環境の整備等

第11条 その他の手話の習得の支援

第12条 手話文化の保存、継承及び発展

第13条 国民の理解と関心の増進

第14条 手話の日

第15条 人材の確保等